（本號八面）　（明治三十五年五月十二日郵便信書省認可）　明治二十六年八月十三日　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には安號詳細なる商況物價の報告あり

第三千七百三十三號
明治廿六年八月十三日　日曜日
舊暦癸巳七月二日（壬午）

日出午前四時五十九分　入午後六時三十二分
月出午前六時四分　入午後六時七分
滿潮午前六時三十一分　午後六時三十三分
（西暦一千八百九十三年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價郵送料は左の如し

一號　貳錢五厘〇一ヶ月　前金五拾錢〇三ヶ月　前金壹圓四拾五錢〇六ヶ月　前金貳圓八拾五錢〇一ヶ年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報郵送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一ヶ月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、布哇諸嶋、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一ヶ月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀　一ヶ月　金二拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一ヶ月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯德、清國諸港　一ヶ月　金三拾五錢

時事新報廣告料（箱金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社ニ達シタル投書ノ原稿ハ凡テ寄稿者ニ返ヘサズ又本社ニ保存セズ

時事新報

秘密投票の制を實行す可し

過般神奈川縣高座郡に擧行したる縣會議員の撰擧は端なくも自由改進兩黨の大競爭を惹起し其極遂に腕力の鬪爭と爲りて兩派互に數百人の壯士人足を繰出し白晝兇器を弄んで死傷の沙汰をさへ聞くに至りしは誠に以て言語に絶へたる次第にして此頃の炎暑と共に政治の熱度も頓に上騰して遂に一郡の人心を狂せしめたるものなる可し近來政黨の爭は次第に劇しきを加へ何れの地方に於ても國會府縣會等の議員撰擧と云へば常に騒動を免かれず壯士を使用して反對者を嚇し金錢を以て投票を賣買するが如き珍らしからぬ事として世間に怪しむ者もなきに至りしみを是非なき次第なれ地方の人々が徒に政治に狂奔して自家の生業を等閑に附するの弊は我輩の毎度痛論したる所にして世間に同感の人も必ず少なからざるみとならんなれども如何にせん世の中には政治專門の業に從事し所謂政技者を以て自から居る者あり此流の專門家は世人が政熱に狂するに非ざれば自から利する所なきが故に常に政界の熱を高度に維持するの工風を運らし偶ま撰擧等の事あれば必ず其機會に乘じて怠るみとなく頻りに人民を鼓唆煽動して競爭の熱を高からしめんとする其趣は無事に苦しむ代言人が法理を喋々して暗に人の起訴を促がし病家に乏しき庸醫が流行病の蔓延を喜ぶの情に異ならず今や地方の人民は政治上の經驗なくして却て政熱に犯され易く政技者は閑居して唯事の繁多を祈るの折柄、一方は動くに輕くして一方は動かすに巧なり斯る有樣にてあらん限りは何れの撰擧にても事の平穏は到底望む可らざるもの〻如し是に於てか我輩が目下の弊を矯正するの手段として試んと欲する所のものは西洋諸國の或る部分に行はる〻彼の秘密投票の一案なり抑も今日の撰擧競爭に候補者が互に壯士を使用して撰擧人を脅迫し又は財物を啗はせて之を誘導し果して夫れ丈けの効驗あるは何ぞや畢竟撰擧の後に至り曩きに脅迫せられ誘導せられたる撰擧人が其姓名を記したるが爲めに何れの候補者に投票したるかを公にせらる〻の便りあれば故に今投票法を秘密にして誰れが誰れに投票したるか一切他より知るみとを得ざらしめたらんには折角力を盡して我が味方に引入れたりと思ふ所の其撰擧人が撰擧の當日に萬一我が爲めにせざるみとあるも實蹟を押へて之を責るに由なく壯士賄賂の功能も有るが如く無きが如くにして先づ以て無益の沙汰なれば人々自から思ひ止まりて競爭の醜聞は之を禁せずして自然に消滅するみとならんと我輩の信ずる所なり秘密投票の制は濠洲殖民地、英國、合衆國等にて之を實行し既に非常の効驗を奏したるものなれば我國にても具に其方法を考究して一日も早く之を採用するに至らんみと切望に堪へず偶ま神奈川縣の撰擧競爭を聞き聊か所見を記して世間政治家の注意を促すのみ

官報

○文部省告示第三號
小學校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供スル歌詞并樂譜別冊ノ通撰定ス
明治二十六年八月十二日　文部大臣井上毅

○逓信省告示第二百一號
本月十六日ヨリ駿河國駿東郡佐野鐵道停車場電信取扱所ニ於テ左ノ事項ニ據リ公衆電報取扱ヲ開始ス
但萬國電信條約書ニ依リ取扱フヘキ電報及獸文電報ハ取扱ハス
明治二十六年八月十二日　逓信大臣伯爵黑田清隆

一逓信取扱時限ハ一般縣使電信局及電信局ニ同シ
一取扱所ヨリ十八町以内ニ宛タル電報ハ直配達ヲナス
一本所ニ於テハ別使配達ヲ取扱フ

○第二豫備金支出
明治二十六年度第二豫備金支出
第十三回
一金三百六十二圓十五錢九厘　獸疫費
和歌山縣ニ於テ牛疫豫防費ヲ要シ本行ノ金額第二豫備金ヨリ支出ノ儀農商務大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月八日勅裁ヲ得タリ
明治二十六年八月十二日　大藏大臣渡邊國武

昨十一日一一四頁上段初行第八十三號八第八十二號ノ誤聞（三十七三十八）行ハ衛　正誤

雜報

○祝日大祭日の歌詞　昨日の官報を以て告示したる祝日大祭日の歌詞は左の如し

君が代　林古溪作歌　守作曲
君が代は。ちよにやちよに。
さゞれいしの。巖となりて。
むすまで。

勅語奉答　勝安芳作歌　小山作之助作曲
あやに畏き。天皇の。
あやに尊き。天皇の。
あやに尊く。畏く。
下し賜へり。大勅語。
是ぞめでたき。日本の。
國の敕。基なる。
是ぞめでたき。日本の。
人の敕。鑑なる。
あやに畏き。天皇の。
勅語のまゝに。勅みて。
あやに尊き。天皇の。
御心に。答へまつらむ。

一月一日　千家尊福作歌　上眞行作曲
第一章
年のはじめの。例とて。
天津日嗣の。門でたさを。
終りなき世の。松たてゝ。
いはふ今日みろ。たのしけれ。
第二章
初日のひかり。あきらけく。
治まる御代の。今朝のろら。
君がみかげに。比へつゝ。
仰ぎ見るみそ。たふとけれ。

元始祭　鈴木重嶺作歌　芝葛鎮作曲
天津日嗣の。際限なく。
天津靈の。動きなく。
年のはじめに。皇神を。
祭りますみそ。かしみけれ。
四方の民くさ。うちなびき。
長閑けき空を。うち仰ぎ。
豐榮のぼる。日の御旗。
たてゝ祝はゝぬ。家ぞなき。

紀元節　高崎正風作歌　伊澤修二作曲
第一章
雲に聳ゆる高千穗の。高根たゝしに草も木も。なびきふしけん大御世を。仰ぐ今日みそたのしけれ。
第二章
海原なる埴安の。池のれもより猶ひろき。めぐみの波に浴みし世を。あふぐけふみそたのしけれ。
第三章
天津ひつぎの高みくら。千代よろづよに動きなき。もとゐ定めしろのかみを。仰ぐけふみそたのしけれ。
第四章
空にかゞやく日のもとの。高の國にたぐひなき。國のみはしらたてし世を。あふぐけふみそたのしけれ。

神宮五十鈴の御酒祝ふわく御服ふ御代今年の今日の吉日うまれたる今日の吉日さし出たるひかり。いはへめぐみ。いはへ。

天長節

新宮年千町の垂穗の御饌に。民やすし。

○フランツ親王殿下色緒を帶び玉着以來何れへ廣服を召されの人々も大抵慣に御健全なるまで御寢室り現に京都に々御見物わらなり

○殿下參酒行社に於て御社より氷にて殊の外御意に

を蓋されしが御挨拶ありし

○那須温泉えがたく三伏くために各地例年に比して の仲間多く野 りて旅館は何 室に就て刺を 々小學校教員 れも畢竟は避 には官制改正 果ならんなど りて談論の餘 しと同地より